

令和 5 年度事業計画書案

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

1 基本方針

本団を取り巻く環境は、低金利による資産運用難、施設、機器など生産設備の老朽化に加え、資材及び電力を中心とした生産経費の増大もあり、益々厳しさを増しております。

令和 5 年度の負担金収入につきましては、昨年、一昨年に取組んだサザエ飼育方法の改善が実を結び、生産安定による回復が期待されますが、引き続き効率的な事業運営を図り、新たに策定された第 8 次京都府栽培漁業基本計画に基づき、マダイ、アワビ等の種苗生産、放流事業を実施して、京都府漁業の振興と栽培漁業の推進に貢献できますよう努力してまいります。

具体的な放流目標数は、マダイ、アワビ、サザエのすべての魚種で昨年度と同様で、マダイは全長 50mm、50 万尾、アワビは殻長 30mm、23 万個、サザエは殻高 15mm、35 万個となります。

また、トリガイ種苗の中間育成目標数も昨年度と同様で、殻長 10mm54 万個を漁業者に配布します。

昭和 56 年の開所以来、42 年間を経過した京都府栽培漁業センターでは、濾過器や紫外線海水殺菌装置等、種苗生産に不可欠な中核設備等の老朽化が進み、突然的なトラブルによる機能低下が懸念される状況です。また、職員の世代交代に伴う種苗生産技術の継承と事業実施体制の早期確立という大きな課題にも直面しています。

本団としては京都府の協力も得ながら、設備の維持に取組むとともに、職員による様々な工夫を行い、現有施設の効率的運用に最大限注力しつつ、種苗生产能力の維持を図り、本府栽培漁業の推進に貢献できるよう努めていきたいと考えております。

2 事業

(1) 海洋生物資源の種苗生産・放流及び種苗供給等に関する事業

京都府の栽培漁業基本計画に基づき、京都府栽培漁業センターにおいて、次とおり種苗を生産・放流することにより、重要海洋生物の資源保護及び漁業経営の安定並びに水産物の安定供給に貢献します。

さらに、昨年度実施したヒラメ、クロダイ種苗の斡旋についても、引き続き対応する予定です。

- 1 マダイ 全長 50 mm 以上の種苗を 50 万尾以上生産・放流する
(全長 50 mm 以上の種苗を 50 万尾以上生産・放流する)

- 2 アワビ 裸長 30 mm の種苗を 23 万個生産・放流する
(裸長 30 mm の種苗を 18 万個生産・放流する)

- 3 サザエ 裸高 15 mm の種苗を 35 万個生産・放流する
(裸高 15 mm の種苗を 35 万個生産・放流する)
() 内は京都府栽培漁業基本計画の数字

(2) 大型アワビの種苗生産・種苗配付斡旋に関する研究開発事業

アワビ類の中で最も高級な食材であるクロアワビの陸上養殖及び販路開拓試験を継続し、併せて養殖用大型クロアワビ種苗を府内の養殖業者に配布とともに、養殖技術の指導等に引き続き努めます。

配付目標数は、裸長 65 mm 以上で、1,000 個以上とします。

(3) トリガイ中間育成委託事業

京都府が独自に技術開発したトリガイ養殖（育成）の一層の発展に寄与するため、種苗の中間育成技術の改善と種苗の安定供給に努めます。

種苗の中間育成目標は、裸長 10mm 54 万個とします。

(4) 土地の賃貸に関する事業

本団が所有する土地に関して、国立研究開発法人水産研究・教育機構と賃貸契約を結び、重要海洋生物の種苗生産技術の開発・研究を実施している宮津庁舎の用地（貸付面積：19,711.27 m²）として利用してもらいます。

なお、収益の 50% 以上は公益目的事業に用います。